

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
の一部改正について

教育委員会学校政策課
教育委員会特別支援教育課

1 これまでの高等学校教科書の採択について

高等学校教科書の採択については、義務教育と異なり、その手続きにおいて法令上具体的な定めはない。

県教育委員会では、教科用図書採択調査委員会において調査研究を実施し、その結果等を踏まえ、各学校が、各学校の特色・生徒の実態等に応じた教科書を毎年度選定し、その選定結果に基づき、教育長の委任事項として、適正かつ公正に採択を実施していた。

2 平成 26 年度以降の高等学校教科書の採択について

昨今の高等学校教科書採択を巡る情勢や平成 24 年 9 月の文部科学省の「教科書採択の改善について」の通知を踏まえ、採択権者の権限と責任のもと、より一層適正かつ公正な教科書採択を推進するため、平成 26 年度以降に実施する高等学校教科書の採択については、教育長の委任事項から、教育委員会付議事項となるよう所要の規則の改正を行う。

なお、特別支援学校高等部においても、高等学校教科書を使用することから、その採択において同様の改正を行い、所要の規則の改正を行う。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

条例等立案表

題名

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

課(室)名

学校政策課

担当者名

藤川美和

電話番号

三一三四

提案理由

平成二十七年度使用高等学校教科用図書の採択より、教育長の委任事項から、教育委員会付議事項とすることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

あらまし

- 一 平成二十七年度使用高等学校教科用図書の採択より、教育長の委任事項から、教育委員会付議事項とすることに伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 この規則は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

予算上の措置

関係法規

法令審査会

要否

考

備

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松重和美

徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委
員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第十八号において」を「以下」に改め、同条第十八号中「特別支援学
校」を「県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）」に改め、同条第十九号中
「中学校」を「中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(新旧対照表)

○徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

◆昭和四十六年徳島県教育委員会教育会規則第三号

(改正案)

(現行)

(教育長に対する委任)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

一～十三（略）

(教育長に対する委任)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

一～十三（略）

十四 県立中学校（以下「中学校」という。）及び県立高等学校（以下「高等学校」という。）通学区域の設定又はこれを変更すること。

十五～十七（略）

十四 県立中学校（以下「中学校」という。）及び県立高等学校（第十八号において「高等学校」という。）通学区域の設定又はこれを変更すること。

十五～十七（略）

十八 中学校及び高等学校（県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の高等部を含む。）生徒募集選抜要項を定めること。

十九 中学校、高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択を行うこと。

二十一～二十五（略）

十八 中学校及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）生徒募集選抜要項を定めること。

十九 中学校の教科用図書の採択を行うこと。

二十一～二十五（略）